瀬戸内町ごみポイ捨て等防止条例（案） パブリックコメントに対する本町回答一覧

【本町回答一覧表】各ご意見に対する検討方針・理由・回答

No.	ご意見・改善案の要旨	本町の考え方（回答）	検討方針・対応区分
1	観光客などの通過者・滞在者に対する指導・勧告等の実務的アプローチ方法に関する質問	公的施設や、船舶およびレンタカー会社等での事前周知や看板設置を実施するとともに、巡回時には多言語リーフレットを活用するなど、通過者等の特性に合わせた柔軟で丁寧な対応に努めます。	**②運用基準・施行細則への反映**
2	過料や公表の措置が厳しすぎるのではないかという懸念	過料や公表は直ちに適用されるものではなく、「指導」「勧告」「命令」に従わない悪質な違反者に限定して適用される手続きとなっております。過剰な規制とならないよう適正運用を徹底してまいります。	**⑤原案のとおり**
3	委嘱される「まち美化推進員」の年間活動内容について具体的なイメージが持てる資料の作成を要望	ご意見を受け、「まち美化推進員」の具体的な活動内容やスケジュール、役割等を分りやすく解説した「推進員ハンドブック・活動ガイド」を事前に作成・配布したいと考えております。	**②運用基準・施行細則への反映**
4	条例制定への強い賛同。段階的指導・罰則の必要性を認めつつ、罰することが目的とならないよう学校教育・地域連携と意識改善、継続的な検証を要望	条例に対する力強いご支持と深いご理解に感謝申し上げます。罰則適用を目的とせず、教育や地域活動と連携した啓発を優先するとともに、施行後も定期的に検証を行い実効性を高めてまいります。	**⑤原案のとおり**
5	①第2条4号「町民等」の定義で町外居住・町内勤務者が漏れないか、の確認と文言修正提案 ②第2条5号「事業者」の定義「すべての事業活動を行う者」→「事業活動を行うすべての者」へ修正提案	【第4号】町外からの通勤・通学者が確実に対象に含まれるよう条文の定義表現を再確認・精査いたします。 【第5号】ご提案いただいた「事業活動を行うすべての者」の表記へ条文を修正いたします。	**①条例案への反映・修正**
6	宿泊施設事業者への講習指導、観光客のごみ排出ルール徹底（指定ゴミ袋使用、宿名記入義務等）	**【条例本文の修正検討】**第6条（事業者の責務）に「不適正な排出の防止」および「施設利用者（宿泊客等）への周知・管理措置」を追加・明記する条例案の修正を行います。 **【事業者の責務】**宿泊施設に伴い生じるごみ（宿泊客による排出含む）の管理・排出マナー徹底は、第一に事業者（宿主）自らの管理責任・責務であると考えます（条例第6条関係）。 **【具体策】**指定ごみ袋の備え付け、収集日以外の排出防止、必要に応じた宿名記入や宿泊客への事前告知など、宿主が責任を持って徹底するよう規定・ガイドライン等で求めてまいります。	**①条例案への反映・修正**
7	①他地域（福岡県宗像市地島）の無添加石けん等の環境保護事例の紹介 ②古仁屋市街地の吸い殻、加計呂麻島の缶・ペットボトルポイ捨てへの懸念と条例賛成	【他地域事例】貴重な環境保護の取り組み事例をご提示いただき感謝申し上げます。 【市街地・離島部対策】古仁屋市街地や加計呂麻島等の主要スポットでのポイ捨て防止看板の設置や啓発活動を強化してまいります。	**③啓発・広報事業等で対応**
8	まち美化推進員の配置人数基準、代表選任方法、交通費支給要件等の透明性・公平性確保を要望	まち美化推進員の委嘱および支援に関するご提案に感謝いたします。 **【配置人数・配置区域について】** まち美化推進員の配置人数や配置区域につきましては、まずは制度を開始・運用しながら、各地域の実情や活動状況に応じた柔軟な運用・配置ができるよう、継続的に検討および改善を図ってまいります。 **【交通費等の支給について】** 交通費（旅費）の支給につきましては、「職員等の旅費に関する条例」および「職員等の旅費支給規則」の規定を根拠（適用・準用）とし、支給対象者、支給要件および算定基準等を明確に定めることで、不適切な支給や不公平が生じないよう、透明性と公平性を確保した適正な仕組みを整備いたします。	**②運用基準・施行細則への反映**
9	近隣住民によるタバコポイ捨て被害への苦情と条例推進への強固な支持	タバコの吸い殻のポイ捨て被害に関するお声をいただきありがとうございます。条例施行後は重点区域の設定や巡回指導を通じて、吸い殻のポイ捨て防止を徹底してまいります。	**⑤原案のとおり**

瀬戸内町ごみポイ捨て等防止条例（案） パブリックコメントに対する本町回答一覧

【本町回答一覧表】各ご意見に対する検討方針・理由・回答

No.	ご意見・改善案の要旨	本町の考え方（回答）	検討方針・対応区分
10	①ゴミ集積場のカラス対策網設置方法工夫 ②タバコ・ゴミ放置禁止、犬のフン持ち帰り＆尿散水徹底 ③高齢者ポイント連動ゴミ拾い企画 ④標語変更提案・主要施設敷地内禁煙＆喫煙所設置	**【集積場・散水】**網の管理工夫や犬の尿処理マナーについてチラシ等での周知にも努めます。 **【ボランティア・標語】**ポイント連動型清掃等の企画や広報標語の工夫について今後の参考とします。 **【敷地内禁煙】**関係課と連携し公的施設の適切な受動喫煙・ポイ捨て防止に努めます。	**③啓発・広報事業等で対応**
11	世界自然遺産に相応しい美化活動推進、タバコ・ゴミポイ捨て禁止とマナー向上への期待	条例制定の趣旨にご賛同いただき感謝申し上げます。世界自然遺産の島にふさわしい住みよい環境を守るため、ポイ捨て防止とマナー向上の啓発活動を推進してまいります。	**⑤原案のとおり**
12	駐車場での猫への不適切な給餌（ばらまき）による被害への条例対応を要望	不適切な給餌による散らかしやフン害は環境衛生上の問題と認識しております。放置行為の防止や給餌マナーに関する啓発を強化し、悪質なケースには指導・助言の対象として対応してまいります。	**③啓発・広報事業等で対応**
13	まち美化指導員による声掛けの際、相手を決めつけず丁寧に対応することの重要性を指摘	指導員による指導にあたっては、決めつけや一方的な威圧的態度とならないよう、相手の状況に配慮した丁寧な接遇マニュアルを策定し、事前研修を徹底いたします。	**②運用基準・施行細則への反映**
14	①「ごみ」→「ゴミ」表記提案 ②散歩マナーの対象動物（犬限定）への質問 ③「チューインガム」→「ガム」簡略化提案	【①語句表記】条例等の法的文書においては公用文の表記基準に従いひらがな表記の『ごみ』としておりますが、今後の広報物や啓発看板等においては視認性に配慮した表記（カタカナ等）の活用も検討いたします。 【②対象動物】本条例において、対象として「犬」を明記している理由は、公共の場所におけるフンの放置等の被害実態において、屋外での散歩を伴う犬の飼育態様が大部分を占めており、指導や過料等の運用における「法の明確性」を担保する必要があるためです。他ペットや野良猫への給餌マナー等についても啓発に努めてまいります。 【③用語】「ガム」という表記は、植物樹脂や工業用ゴム、食品添加物など多義的な意味を含み得るため、本条例においては、ポイ捨て禁止の対象物（食品としての“かみガラ”）を法的に明確に特定できるよう、食品衛生法等でも用いられる正式名称の「チューイングガム」という用語を使用しております。	**②運用基準・施行細則への反映**
15	①港湾周辺におけるタバコ吸い殻・空き缶等の散乱、草刈り不足による景観悪化・悪印象への対策要請 ②加計呂麻島道路脇茂み等への工事用資材（カラーコーン等）放置・不法投棄に対する建設事業者指導強化要望 ③地域住民の清掃努力を損なうポイ捨て行為の根絶要望	**【港湾・道路等の景観美化】**港湾周辺や主要道路等の景観維持は、世界自然遺産の島としての魅力向上および住民の住みよい環境確保に直結する重要課題と認識しております。定期的な清掃活動や美化啓発、関係部署と連携した維持管理に努めて参ります。 **【建設事業者への指導】**工事用資材（カラーコーン等）の放置・不法投棄につきましては、発注機関や関係課と連携し、建設事業者に対して工事終了後の適切な撤去および資材管理徹底の指導を行ってまいります。	**③啓発・広報事業等で対応**